

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 12 号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年新潟市規則第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 12 号中「行うことをいう。」の次に「、次に掲げる事由に伴うそ
の子の世話をすること、又はその子の入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる
式典へ参加すること」を加え、同号に次のように加える。

- ア 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業
- イ 学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止
- ウ 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項
に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家
庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第 20 条の規定による学校の
休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。